

# 北海道指導農業士制度について

〔平成30年3月現在〕  
農政部農業経営課

## 1 指導農業士制度の概要

北海道指導農業士制度は、次代の農業の担い手の育成指導や地域農業の振興などに対する助言や協力を行う優れた農業者の活動を助長することを目的に昭和46年に創設したもので、経営実績が優れ、かつ、担い手の育成に強い熱意と指導性があり、地域のリーダーとしても活躍が期待される農業者を市町村長の推薦により知事が認定している。

### (1) 期待される役割

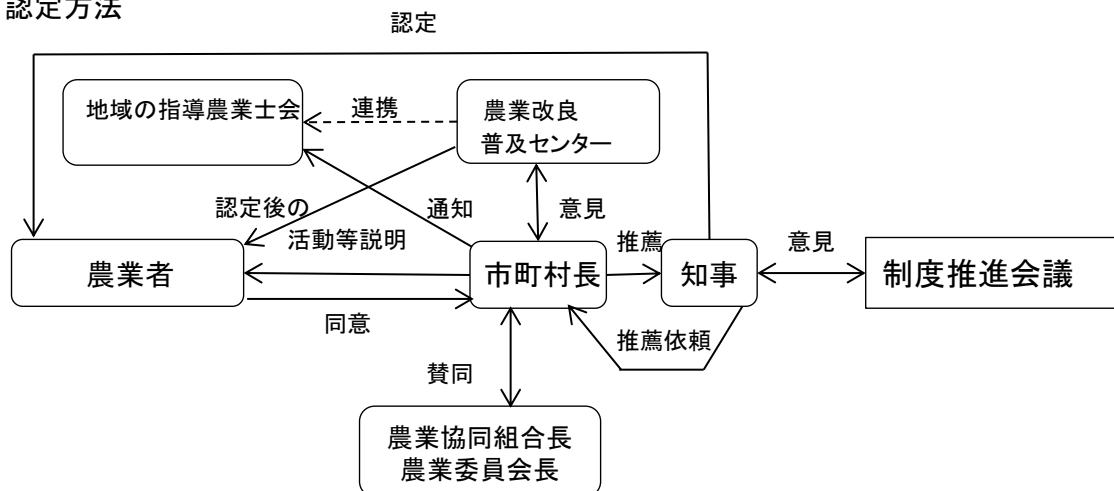
農業の担い手になろうとする者の研修受け入れ、指導、助言を行うとともに、道、市町村、農協等が行う次の事項について協力することに務める。

- ・新規就農希望者の受け入れ及び新規就農者の定着の促進
- ・女性農業者や青年農業者等の活動支援及び資質向上
- ・地域農業の振興及び農村生活の向上

### (2) 認定要件

- ・道内で現に農業に従事しているおおむね40歳以上の者で、個人経営にあつては経営主又はその配偶者等、農業生産法人にあつては当該法人の構成員として農業経営を主体的に担っている者
- ・高度な生産技術力、経営・生活管理能力を有し、農業経営や農家生活の成果がその地域の水準以上である者
- ・次代の農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有するとともに、研修生の受け入れ及び適切な指導が可能である者
- ・地域農業の振興や農村生活の向上に対する貢献度及び社会的信頼度が高い者

### (3) 認定方法



## 2 指導農業士制度の沿革

### (1) 昭和46年創設時の役割と認定要件

#### ① 期待される役割

- ・近代的な農業経営を行おうとする者を自らの家庭に受け入れ、その農業経営の実践を通じて優れた農業経営に関する知識、技術及び心構えを習得させる。

- ・育成指導する者は、北海道農業学園専修科の学園生のほか、経営に意欲と能力を有し近代的な農業経営を志向する者とする。

## ②認定要件

### ア 資格要件

- ・現に農業に従事し経営実績の優れた農業者であって、農業経営の担い手育成に強い熱意と指導性を有する者

### イ 選考基準

- ・道内に居住し農業を自営する30歳以上の経営主であって配偶者を有すること
- ・営農改善計画を策定し、これに基づき実践した結果が顕著であるとともに、年次別発展の経過が簿記等で明確であること
- ・地域における適作目を基幹として自立経営が確立され、かつ高度な生産技術と経営能力を有していること
- ・基幹作目の単位当たり生産性並びに農業所得が常にその地域の平均水準以上であり、農業生産と調和した生活設計が立てられ実践していること
- ・家庭生活が円満であり、研修生の受け入れについて家族全員の協力が得られ、かつ生活環境や施設が整備されていること
- ・地域において農業経営の担い手育成に優れた指導実績を有し、かつ受け入れた研修生に対し適切な助言指導を行うこと
- ・社会的協調性に富み当該地域における中核的な農業者であること

## (2)平成5年改正の概要

昭和46年の要綱・要領を廃止し現要綱を新たに制定

### ①女性認定の推進

- ・認定対象者として経営主に加え「又はこれに準ずる者」を規定

### ②活躍の場を拡大

- ・農村青少年及びこれらの組織するグループに対する助言指導
- ・地域農業の振興、農村生活の向上に関する助言、協力

### ③認定解除制度を導入(次の事項に該当する場合)

- ・認定要件を欠くに至った場合
- ・社会的、道義的に指導農業士としてふさわしくない行為があった場合
- ・健康上の理由により、指導農業士から辞退届の提出があった場合

### ④認定対象年齢の引き上げ

- ・制度当初、有能な該当農家を確保するため、「30歳以上」としていた認定対象年齢を「40歳以上」に引き上げ

## (3)平成8年改正の概要

### ①認定対象年齢の拡大

- ・30代の認定を可能にするため、認定対象年齢を「40歳」から「おおむね40歳」に改正

### ②認定対象を法人経営にまで拡大

- ・認定対象者に農業生産法人の運営を主体的に担っている者(構成員)を追加

## (4)平成22年改正の概要

### ①役割を明確化

- ・農業の担い手になろうとする者への研修受け入れ・指導・助言
- ・道、市町村、農協等が行う担い手対策、女性農業者・青年農業者等への活動支援等や地域農業の振興、農村生活の向上に関する協力

## ②推薦段階における地元指導農業士会との情報共有

- ・農業改良普及センター管内の指導農業士会への認定候補者氏名の通知を追加

## (5)平成28年改正の概要

### ①推進委員会の廃止

- ・指導農業士の選考及び制度の運営に関する協議を行う「北海道指導農業士・農業士推進委員会」を廃止し、「北海道指導農業士・農業士制度推進会議」に改変

## (6)平成30年改正の概要

### ①認定要件における「農村生活の向上」の観点を明確化

- ・グループ活動などを通して農村生活の向上に貢献してきた女性農業者や、都市農村交流活動に積極的な農業者などの認定促進を図るため、文言を見直し

### 3 指導農業士の認定状況

#### (1) 年度別認定者数

認定年度	46	47	48	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
認定者数	30	30	31	13	13	12	13	12	11	11	9	12	16	12	16	30	18	20	25	22
うち女性													6	2	1	3	2	1	2	3

注) 49から58年は認定実績なし

認定年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
認定者数	24	40	40	22	25	29	26	33	19	32	29	25	34	40	42	54	25	895
うち女性	2	3	2	3	1	4	5	3	0	5	6	2	3	2	5	4	3	73

#### (2) 年度別認定解除者・離農者等数

解除等年度	～5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
解除・離農者等数	18	3	4	2	3	2	4	5	5	6	5	3	3	4	4	4	4	12	9	10

解除年度	25	26	27	28	29	計
解除・離農者等数	5	13	4	12	6	150

#### (3) 認定者数等の推移

(単位:人、戸)

項目	年度	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
認定者数(累計)		91	117	176	241	356	507	595	614	646	675	700	734	774	816	870	895
うち女性		0	0	0	9	20	31	43	43	48	54	56	59	61	66	70	73
(%)		0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	5.6%	6.1%	7.2%	7.0%	7.4%	8.0%	8.0%	8.0%	7.9%	8.1%	8.0%	8.2%
うち農業士出身		0	0	3	6	15	27	39	43	52	58	70	86	102	116	140	154
(%)		0.0%	0.0%	1.7%	2.5%	4.2%	5.3%	6.6%	7.0%	8.0%	8.6%	10.0%	11.7%	13.2%	14.2%	16.1%	17.2%
うち女性		0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
(%)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%
実人数		89	110	163	216	315	444	520	535	555	575	590	619	646	684	726	745
うち女性		0	0	0	9	19	29	41	41	46	52	53	55	56	61	64	66
(%)		0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	6.0%	6.5%	7.9%	7.7%	8.3%	9.0%	9.0%	8.9%	8.7%	8.9%	8.8%	8.9%
うち65歳未満		81	93	129	162	248	343	397	402	422	425	430	429	434	439	457	453
(%)		91.0%	84.5%	79.1%	75.0%	78.7%	77.3%	76.3%	75.1%	76.0%	73.9%	72.9%	69.3%	67.2%	64.2%	62.9%	60.8%
農家戸数		119,644	100,123	86,704	73,588	62,611	51,990	46,000	45,000	44,050	42,800	41,900	40,200	39,700	38,086	37,200	36,300
新規就農者数		2,700	2,200	500	501	599	653	599	611	700	678	626	603	612	589	566	-

注1) 新規就農者数は暦年集計(1990年までは推計値)。農家戸数は1985年から販売農家戸数(農林業センサス、農業構造動態調査)

注2) 年齢の時点は、12月31日現在

#### (4) 販売農家に占める指導農業士(65歳未満)の割合(総合振興局・振興局別)

(H30.2末現在)

振興局等	指導農業士 ①	販売農家戸数 ②	割合% ①/②	振興局等	指導農業士 ①	販売農家戸数 ②	割合% ①/②	振興局等	指導農業士 ①	販売農家戸数 ②	割合% ①/②
空知	87	6,641	1.3%	渡島	20	1,759	1.1%	オホーツク	66	4,306	1.5%
石狩	28	2,359	1.2%	檜山	10	1,148	0.9%	十勝	43	5,423	0.8%
後志	25	2,394	1.0%	上川	57	6,606	0.9%	釧路	27	1,153	2.3%
胆振	27	1,785	1.5%	留萌	18	814	2.2%	根室	19	1,341	1.4%
日高	12	1,659	0.7%	宗谷	14	698	2.0%	全道	453	38,086	1.2%

注1) 販売農家戸数は平成27年の数値(農林業センサス)

注2) 年齢の時点は、29年12月31日現在

#### (5) 作目別指導農業士数(65歳未満)

(H30.2末現在)

作目	指導農業士数				作目	指導農業士数			
	第1部門		複合部門			第1部門		複合部門	
稲作	147	32.5%	179	21.9%	肉牛	6	1.3%	22	2.7%
畑作	106	23.4%	231	28.2%	養豚	1	0.2%	2	0.2%
野菜	53	11.7%	205	25.0%	養鶏	0	0.0%	0	0.0%
果樹	11	2.4%	16	2.0%	軽種馬	1	0.2%	1	0.1%
花き	13	2.9%	46	5.6%	加工	0	0.0%	1	0.1%
酪農	115	25.4%	116	14.2%	合計	453		819	

注1) 第1部門は生産額が第1位(認定時)の作目により分類

注2) 複合部門は生産している作目毎に人数をカウント(重複あり)

注3) 年齢の時点は、29年12月31日現在